

川越市空家等の適切な管理に関する条例(全部改正)(案) の概要について

平成29年12月
市民部 防犯・交通安全課

【改正の趣旨】

平成25年に施行された川越市空き家等の適正管理に関する条例の附則第2項の規定により条例の施行の状況について検討を加えた結果に基づき、条例の全面的な見直しを行うとともに、平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)との関係を整理するため、川越市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正しようとするものです。

【改正する内容】

1 条例の名称等

条例の名称を「川越市空家等の適切な管理に関する条例」と改称し、用語も法で使用する用語を基本に整理します。

2 重複している規定の廃止

法と条例に重複して規定されている調査、指導及び勧告の手続の規定を廃止することで、法と条例の関係をわかりやすくします。

3 特定空家等^{*}の発生の予防

特定空家等の発生を予防するため、特定空家等となるおそれのある空家等の所有者等に対し、助言・指導を行うことで当該空家等の適切な管理を促します。

4 公表の措置

特定空家等の所有者等が法による命令に従わなかった場合に氏名等を公表する規定を置くことで、所有者等の適切な管理を促進します。

5 緊急安全措置

生命、身体又は財産に危険が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認められるときに、所有者等の同意がなくても市が必要最小限の措置を行うことで、危険を回避する措置を講じることができるようになります。

当該措置に費用を要した場合は、原則として所有者等に請求します。

6 協力要請

消防その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることで、空家等の適切な管理を促進します。

^{*}特定空家等・・・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
(法第2条第2項)

【施行予定日】

平成30年4月1日